

第1章 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況の評価する項目です。		現状の説明	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(1) 付属機関等の理念・目的は適切に設定されているか</b>								
a	◎高等教育機関として大学が追及すべき目的(建学の精神, 教育理念, 使命)を踏まえて、当該付属機関・委員会の理念・目的を設定していること。 【約500字】	研究・知財戦略機構(以下「機構」という。)は、世界のトップユニバーシティを目指す本大学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的とする【1-31-1:第2条】。 研究活動を戦略的に進め、研究環境の重点的整備の推進を任務とする研究企画推進本部が設置されており【1-31-1:第9条】、戦略的な研究組織として、特別推進研究インスティテュート【1-31-1:第18条】及び研究クラスターを設置している【1-31-2】。また、社会連携活動に関しては、研究活用知財本部を中心として、幅広く地域及び産官学連携活動を行う【1-31-3】とともに、これらの連携に関する体制整備のほか関係校規、各種ポリシー等の整備を行っている【1-31-4, 1-31-5】。	機構の設置により、この下で主に戦略的な研究活動を支援・推進する研究企画推進本部と、産官学連携による共同研究及び受託研究を推進し、創出された研究成果等の知的財産等を社会に広く還元する研究活用知財本部の2本部体制で、研究支援制度等を整備することにより、競争的研究資金等外部資金の獲得増につなげており、機構の目的・理念を明確化している。 両本部の有機的連携、機構関係職者間の相互理解、情報共有及び意思疎通を図るために、各種関連内規等の整備をすすめた。また、両本部の正副本部長連絡会を設置した。	社会的評価、特色、研究力等の検証については、外部資金の獲得状況の推移を見て判断しているが、本学の特色や研究力という面の検証方法は難しく、検討をすすめている段階である。	研究企画推進本部と研究活用知財本部がより有機的に連携して相乗効果を高めるためには、本学で社会的に注目を集める个性的かつ未来志向の研究を多く実施することが課題である。また、産官学連携を積極的に行うためにも、より一層、魅力的な研究成果を数多く創出する活動及び体制構築に注力する必要がある。両本部が密に連携を図るために、年2回定期的に正副本部長連絡会を開催していく。	関連内規等の整備を進めて、機構としての研究評価体制の確立と実質化をすすめていく。	機構の目的である世界的水準の研究を推進し、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を進めていくために、特別推進研究インスティテュート、研究クラスター等の研究拠点の運営体制を積極的に支援していく。	1-31-1 明治大学研究・知財戦略機構規程 1-31-2 研究クラスターに関する要綱 1-31-3 明治大学研究活用知財本部規程 1-31-4 『明治大学の研究－明治大学研究年報2013－』 1-31-5 機構ウェブサイトURL (http://www.meiji.ac.jp/osri/index.html)
b	●当該付属機関・委員会の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 【約100字】	機構は、2005年5月の設立以来、その目的である世界的水準の研究、本学の特長及び強みを活かした個性的な研究、研究の国際化等を推進するため、研究体制及びそれらの支援体制の整備に取り組んでいる。	各種関連内規等の整備をすすめ、機構付属研究機関・施設等連絡会を設置して【1-31-6】、年2回定期的に開催して、相互の情報交換・連絡調整を行い、連携を密にした。		機構付属研究機関・施設等連絡会を引き続き定期的に開催していくとともに、より連携を密にして、コラボレーションをめざしていく。			1-31-6 明治大学研究・知財戦略機構付属研究機関・施設等連絡会運営内規
<b>(2) 付属機関等の理念・目的が、教職員及び学生に周知され社会に公表しているか</b>								
a	◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること 【約150字】	機構の理念・目的は校規として規程化されており、本学の研究体制、各種ポリシー等は大学のウェブサイト等で公開している【1-31-5】。目標等は、年度計画書等に記載しており、研究年報【1-31-4】及びウェブサイト等を通じて学外に向けて広く周知している。	大学のウェブサイトは、機構の付属研究施設・付属研究機関・研究クラスターの英語版を新設するなど、海外発信向けページを増やした。また、研究年報については、未来サポート募金の研究サポート基金への寄付者に送付するなど、配布対象者を広げた。大学広報誌にも積極的に研究に関する記事を掲載し、理念・目的の周知に努力している。		大学のウェブサイトは、さらに英語版の内容を増やすとともにビジュアル的に工夫し、理念・目的を広く社会に訴えていく。また、研究年報も大学の来訪者や関係者などに広く配布して研究支援への理解を深めるように働きかけていく。			

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(3) 付属機関等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか</b>								
a	<p>●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】</p>	<p>機構会議のほか、機構の下に設置されている研究企画推進本部及び研究活用知財本部の会議において検証するとともに、次年度の年度計画書を作成する過程において、得られた成果をもとに機構会議執行部会【1-31-7、1-31-8】でも検証している【1-31-9、1-31-10】。</p>		<p>本年度は、認証評価の当該年度ということを鑑みて、機構会議執行部会ではなく、機構会議全体で検証を行った。</p>		<p>各本部の会議体に権限を委譲するなど、より機動的な開催が必要であり、綿密な検証を行っていく。専門部会等でも随時、検証できる体制を整備する。</p>	<p>より効果的・効率的な検証体制の確立を目指していく。</p>	<p>1-31-7 研究・知財戦略機構会議の執行部会設置に関する申合せ 1-31-8 議決事項の委任に関する申合せ 1-31-9 機構会議議事録(2013年5月28日開催) 1-31-10 機構会議議事録(2013年6月26日開催)</p>
<b>(I-2) 理念・目的に基づいた特色ある取り組み</b>								
		<p>本学の特色を生かした世界的水準の学術研究及び応用研究を推進する研究組織として特別推進研究インスティテュートを設置している。「先端数理科学インスティテュート(MIMS)」【資料1-31-11】、「バイオリソース研究国際インスティテュート」【資料1-31-12】、「国際総合研究所」【資料1-31-13】の3付属研究機関が稼働している【資料1-31-13:3-5頁】。また、インスティテュートへの昇格を目指して、今後の発展が期待されるものとして選定された6つの研究クラスターが積極的な研究活動を展開している【資料1-31-2、1-31-4:6-8頁】。さらに、研究クラスターを目指して共同研究等を推進している特定課題研究ユニットが80余あり、本学の研究活動の個性化に寄与している【1-31-14、1-31-4:12-14頁】。</p> <p>機構の付属研究施設は現在3施設ある【1-31-4:9-11頁】。長野県長和町の「黒耀石研究センター」は黒耀石研究の国際ネットワーク拠点を目指して、海外の研究機関と連携を図るとともに、学外研究資金の獲得に向けた活動を推進している【1-31-15】。経済産業省の補助金を受けて未来型農業を志向した生田キャンパスの「植物工場基盤技術研究センター」【1-31-16】。同じく経済産業省の整備費補助事業をもとに生田に開設した「地域産学連携研究センター」は、川崎市をはじめとする神奈川県域の経済振興などを視野に入れた新産業・新事業の創出に貢献すべく活動を展開している【1-31-17】。</p>	<p>研究クラスターは、2011年開設の日本古代学研究所、知的財産法政策研究所及び野生の科学研究所の文系3組織に加えて、選定内規等を制定して2013年度に新規公募を行い、特定課題研究ユニットから3組織(漆先端科学研究クラスター、生命機能マテリアル研究クラスター、再生可能エネルギー研究クラスター)が研究クラスターに昇格し、2014年4月から研究活動を推進している【1-31-18:176頁】。</p> <p>MIMSは2014年度数学・数理科学分野で、私学初の共同利用・共同研究拠点として認定された。黒耀石研究センターは、国際ネットワークの拠点づくりの一環として、ウクライナのキエフ国立大学と協定を締結するとともに、イタリアの黒耀石博物館と連携協定を結んだ。</p>		<p>戦略的で機能的な研究活動を今後も推進していくために、各研究プロジェクトの活性化、支援及び公募事業を継続する等、更なる研究組織体制の拡充を進めていくとともに、評価体制も整備していく。</p> <p>MIMSの共同利用・共同研究拠点(現象数理学拠点)の円滑な運用を支援していく。</p> <p>黒耀石研究センターは、海外拠点の整備とともに、地元長和町との連携強化及び本学が連携・協力に関する協定を更新した信州大学との共同研究の推進しており、これを支援する。</p>		<p>1-31-11 明治大学先端数理科学インスティテュート設置要綱 1-31-12 明治大学バイオリソース研究国際インスティテュート設置要綱 1-31-13 明治大学国際総合研究所設置要綱 1-31-14 特定課題研究ユニットに関する内規 1-31-15 明治大学黒耀石研究センター要綱 1-31-16 明治大学植物工場基盤技術センター要綱 1-31-17 明治大学地域産学連携研究センター要綱 1-31-18 『明治大学ガイドブック2015』</p>	

## 第2章 教育研究組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料  Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<b>(1) 付属機関等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか</b>							
a	<p>①教育研究組織の設置状況は理念・目的に照らし、適切であるか。学術の進展や社会の要請と教育との適合性について配慮したものであるか。</p> <p>●教育研究組織は、当該大学の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるか。【約300字】</p>	<p>研究・知財戦略機構は、世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的に研究活動を展開している【2-31-1】。本機構は、学長を機構長とする全学組織で、研究・知財戦略の企画実践を任務とする教員が合計35名（特任教員（任期付き専任教員）26名、客員教員9名）所属し【2-31-2：表9】、さらに事務スタッフとして研究推進部（嘱託職員及び中野教育研究支援事務室員も含む）の約80名が機構の運営を支えている。研究企画推進本部及び研究活用知財本部が置かれ、前者は、研究活動を戦略的に進め、研究環境の重点的整備を推進し、後者は幅広く地域・産官学連携活動を行っている【2-31-3】。</p> <p>本機構は、研究を戦略的に推進し、研究環境の重点的整備を行うために必要な研究組織体制を構築しており、系統的・段階的に「特定課題研究ユニット」【2-31-4】、「研究クラスター」【2-31-5】、「特別推進研究インスティテュート」【2-31-6：3～5頁】を設置している。まず、本学と学内外の研究者等が特定の研究課題に関わる共同研究等を推進するための期限付きボトムアップ型の研究組織として「特定課題研究ユニット」を80余設置している【2-31-6：12～14頁】。この特定課題研究ユニット等の中から、一定の条件を満たし、今後の発展が期待されるものとして研究・知財戦略機構が選定した期限付き研究組織が「研究クラスター」である。研究クラスターには「日本古代学研究所」、「知的財産法政策研究所」、「野生の科学研究所」の既存の文系3組織に加えて、2013年度に公募で理系3組織（「漆先端科学研究クラスター」、「生命機能マテリアル研究クラスター」、「再生可能エネルギー研究クラスター」）が選定され、重点領域プロジェクトを推進している【2-31-6：6～8頁、2-31-7：176頁】。</p> <p>さらに、本学の特色を生かした世界的水準の学術研究及び応用研究を推進する研究組織として、研究クラスターからの昇格等を軸にした戦略的な「特別推進研究インスティテュート」を設置し、3付属研究機関として「先端数理科学インスティテュート（MIMS）」【2-31-8】、「国際総合研究所」【2-31-9】、「バイオリソース研究国際インスティテュート」【2-31-10】が稼働している。</p> <p>機構の付属研究施設（センター）は現在3施設あり、「黒耀石研究センター」は黒耀石研究の国際ネットワーク拠点を目指して、海外の研究機関と連携をし、地元・長和町とも連携実績を積み重ねている【2-31-11】。「植物工場基盤技術研究センター」は、2009年度経済産業省先進的植物工場施設整備補助金を受けて、私立大学では唯一、全国8拠点の一つで未来型農業を志向して生田キャンパスに設置された【2-31-12】。また、同様に2010年経済産業省地域企業立地促進等共用施設整備費補助事業の補助をもとに開設した「地域産学連携研究センター」は、2012年度から本格的に稼働し、インキュベーション機能を中心に川崎市をはじめとする神奈川地域の経済振興などを視野に入れた新産業・新事業の創出に貢献すべく活動を展開している【2-31-13】。</p>	<p>学長が機構長となる研究組織体制を確立したことにより、機構長のリーダーシップの下、全学的な観点から研究体制の構築を図り、時代の趨勢に応じて迅速かつ的確に対応する事業計画の推進が可能となっている。また、両本部の有機的連携、機関関係役職者間の相互理解、情報共有及び意思疎通を図ることを改善計画としていたが、相互の構成員を委員に複数組み込むことにより、両本部の連携がいっそう推進された。正副本部長連絡会も設置して年2回実施した。さらに、機構の付属研究機関及び施設の情報交換等のために連絡会を設置して【2-31-14】、年2回開催した。</p>	<p>研究企画推進本部と研究活用知財本部とが有機的に連携して相乗効果を挙げるための制度は構築されているが、具体的な連携方法については改善の余地がある。今後は、より一層、魅力的な研究成果を数多く創出する活動を推進するため、両本部が密接に連携を図り、所期の目的の達成を目指していく必要がある。</p>	<p>今後、よりスムーズな運営を目指して、内規や運用ルール等を実態に合わせて柔軟な整備を行っていく。WEB会議システムを活用するなどキャンパス間の移動負担の軽減を図り、課題に応じて随時、連絡を行うことが出来るようにする。</p>	<p>研究企画推進本部及び研究活用知財本部の有機的連携、機関関係役職者間の相互理解、情報共有及び意思疎通をいっそう図るため、機構会議の委任事項に関する申合せ・関連内規等を体系的に整備していく。</p>	<p>2-31-1 明治大学研究・知財戦略機構規程 2-31-2 明治大学データ集 2-31-3 明治大学研究活用知財本部規程 2-31-4 特定課題研究ユニットに関する内規 2-31-5 研究クラスターに関する要綱 2-31-6 『明治大学の研究－明治大学研究年報2013－』 2-31-7 『明治大学ガイドブック2015』 2-31-8 明治大学先端数理科学インスティテュート設置要綱 2-31-9 明治大学国際総合研究所設置要綱 2-31-10 明治大学バイオリソース研究国際インスティテュート設置要綱 2-31-11 明治大学黒耀石研究センター要綱 2-31-12 明治大学植物工場基盤技術研究センター要綱 2-31-13 明治大学地域産学連携研究センター要綱 2-31-14 明治大学研究・知財戦略機構付属研究機関・施設等連絡会運営内規</p>
<b>(2) 付属機関等の教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか</b>							
a	<p>●教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。</p> <p>●その検証プロセスを適切に機能させて、改善に結びつけているか。【約500字】</p>	<p>研究企画推進本部及び研究活用知財本部の両本部において、組織の適切性について定期的に検証作業を行うとともに、次年度の年度計画書を作成する過程において、得られた成果を基に検証している。活動評価等についても、定期的に開催される機構会議、研究企画推進委員会、研究活用知財本部会議等で議論するほか、年度計画書及び自己点検・評価報告書を提出する際に、総合的に検証を行っている【2-31-15、2-31-16、2-31-17】。</p>		<p>手続きや検証プロセスで組織内において重複する部分も多く、より効率的で迅速な運営が必要となる。</p>	<p>各本部の会議体に権限を委譲するなど、より機動的な開催が必要であり、綿密な検証を行っていく。専門部会やWGを設置して随時、検証できる体制を整備する。</p>	<p>より効果的・効率的な検証体制の体系的整備を図る。</p>	<p>2-31-15 研究企画推進委員会議事録（2013年6月26日開催） 2-31-16 研究活用知財本部会議事録（2013年6月13日開催） 2-31-17 機構会議議事録（2013年6月21日開催）</p>



### 第3章 教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(1) 付属機関として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか</b>								
a	<p>●&lt;教員像と教員組織の編制方針&gt; 専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求められる教員像を明らかにしたうえで、当該付属機関の理念・目的を実現するために、教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。</p> <p>【約400字】</p>	<p>明治大学教員任用規程【3-31-1】、明治大学特任教員任用基準【3-31-2】、明治大学客員教員任用基準【3-31-3】及び機構の関連内規【3-31-4、3-31-5】等に基づき、学長方針に基づいて機構の事業目的に沿った活動に従事し、事業活動の高度化を推進する教員組織を編成している。事業活動の内容は、機構規程に規定されている「研究の戦略的推進」、「研究環境の重点的整備」、「研究資金確保のための活動」、「研究の国際化推進のための活動」、「研究面における社会との連携活動」、「知的財産の創出、取得、管理及び活用」等となっている【3-31-6】。機構では、より一層の研究活動の活性化を目指して、外部資金を獲得できる教員の任用を進めている。</p>	<p>特任教員・客員教員による科学研究費助成事業等の競争的資金獲得が外部研究資金の増加につながっている【3-31-7】。</p>	<p>日本語を母国語としない特任教員・客員教員への支援体制整備が課題である。(例：関係諸規定・申請用紙・お知らせ文書等の英文対応、就労ビザ等の手配、滞り場所確保など研究環境体制整備)</p>	<p>特任教員・客員教員に対する研究環境をさらに整備して、外部研究資金等の申請支援体制を強化していく。</p>	<p>各種申請資料及び研究費使用マニユアル等の英文化をさらにすすめる。また必要に応じて関係者立会いのうえで英語で対応するなど工夫して手続きに遺漏のないようにしていく。</p>	<p>さまざまなバックグラウンドを持つ特任教員・客員教員の支援体制を整備していく。</p>	<p>3-31-1 明治大学教員任用規程 3-31-2 明治大学特任教員任用基準 3-31-3 明治大学客員教員任用基準 3-31-4 研究・知財戦略機構における教員の任用に関する内規 3-31-5 「研究・知財戦略機構における教員の任用に関する内規」の特任教員にかかわる資格・審査に関する細則 3-31-6 明治大学研究・知財戦略機構規程 3-31-7 『明治大学の研究－明治大学研究年報2013－』</p>
b	<p>◎&lt;組織的な連携体制と責任の所在&gt; 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。</p> <p>【約300字】</p>	<p>機構所属の教員は、各研究拠点リーダー等の責任の下、各自、専門の研究分野を分担して、研究活動を組織的に推進している。</p>	<p>年次成果報告書及び成果物を毎年4月に提出させて機構会議で報告している。研究活動の評価を行うとともに次年度活動の活性化を促している【3-31-8】。機構所属の第3号特任教員については、その研究成果を教育に反映すべく、大学院等の授業を担当し、教育へ還元している。</p>		<p>各研究拠点リーダーの責任の下ではなく個々の研究テーマに基づき活動している特任教員について、研究成果発表の機会を設けるなどモチベーションの高揚に資する施策を講じていく。</p>		<p>3-31-8 機構会議議事録(2013年5月28日開催)</p>	
<b>(2) 付属機関等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか</b>								
<b>教員の編制方針に沿った教員組織の整備</b>								
a	<p>◎方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。</p> <p>【600～800字】</p>	<p>2014年5月時点での機構所属の第3号特任教員は26名及び第4号客員教員9名となっている【3-31-9：表9】。今後もこの制度をより一層有効的に活用するために、職務内容、処遇、研究室スペースの確保などを含めて総合的に検討し、環境整備を行っていく。</p>		<p>定期の教員任用計画提出後に研究計画や外部資金獲得等に伴い、任用計画の変更が多く生じている。</p>		<p>年度途中の任用計画変更等は、原則として外部研究資金による特任教員・客員教員の任用で対処する。</p>	<p>研究活動の進捗状況等に応じて教員組織の編成を随時見直していく。体系的・戦略的な任用としていく。</p>	<p>3-31-9 明治大学データ集</p>
<b>(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか</b>								
a	<p>●&lt;規定に沿った教員人事の実施&gt; 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。</p> <p>【400字】</p>	<p>特任教員・客員教員の採用に当たっては、大学の規程である明治大学教員任用規程【3-31-1】、明治大学特任教員任用基準【3-31-2】、明治大学客員教員任用基準【3-31-3】のほか、機構として関連内規等を整備している【3-31-4、3-31-5】。これに基づき任用手続をしており、学部等に準じて教員任用審査委員会を組織し、審査を行っている。</p>	<p>特任教員の任期途中の退任に伴う補充の意味合いとしての任用の際には、公募を行うことで、当該研究プロジェクトの推進に寄与する可能性の高い人材を確保した。幅広い分野にわたる教員任用に対応していくために内規を一部改正し、審査委員を2名増員した。</p>		<p>特任教員・客員教員においても、当該研究プロジェクトの性格に応じて公募を行い、研究の国際化に鑑みて国際公募も視野に入れて同制度を整備していく。また、審査委員会もより適切に対応できるようにあり方を検討していく。</p>			

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<b>(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか</b>							
<b>教員の教育研究活動等の評価の実施</b>							
a ●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。 【400字】	教員の教育研究活動等の業績評価については、専任教員データベース【3-1-10】を通じて各教員の研究活動、研究業績（論文・著書・学会報告など）を公開することで、学内外の評価を受けるように努め、常に充実した教員情報を公開するように取り組んでいる。2013年度の発表論文に該当する業績は1,027件、著書・単行本などの業績は219件である【3-1-9：表61】。さらに、学術情報のオープンアクセスについては、「機関リポジトリ」のシステムが普及しており、2008年度の登録公開論文数は約4,000件、引き続き2009年度は約1,700件、2010年度は1,900件、2011年度は1,514件、2012年度は2,000件を登録した。その結果、約10,000件の論文が登録され、明治大学学術成果リポジトリとして大学のウェブサイト公開されている【3-1-11】。加えて、政財界、学界、法曹界などあらゆる分野で堅実に実績を積み重ねるOB・OGの校友組織である「連合駿台会」により、明治大学の学術研究上の特に優れた成果に対して「連合駿台会学術賞」を、若手の教員の中から学術研究上の優れた成果に対して「連合駿台会学術奨励賞」を授与する制度があり、本学教員の研究活動を客観的な視点から評価している【3-1-12】。この他にも、専任教員には毎年、前年度に関する「特定個人研究報告概要書」の提出を義務付け、1年間の研究業績についての報告を受けている。また、機構の特任教員には年次成果報告書を提出を義務付けている。	専任教員データベースを構築し、「Oh-o!Meijiシステム」を通じて研究者自身がアクセスして、常時データを更新できる環境を整備したことにより、2013年度の業績入力率が90%となった。同データベースに蓄積されたデータで各種統計資料への提供が可能になった。		教員の教育研究活動等の業績公開については、ウェブサイトの更なる充実を図るとともに、学内外に向けてより効果的な方策を研究企画推進委員会を中心に検討していく。			3-31-10 専任教員データベース URL( <a href="http://rwdb2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/">http://rwdb2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/</a> ) 3-31-11 明治大学学術成果リポジトリURL ( <a href="https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/index.jsp">https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/index.jsp</a> ) 3-31-12 連合駿台会学術賞・連合駿台会学術奨励賞要綱
<b>教員の資質向上のための研修・諸活動(FD)の実施状況とその有効性</b>							
b ●教育研究、その他の諸活動(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。 (※)社会貢献、管理業務などを含む『教員』の資質向上のための活動。『授業』の改善を意図した取組みについては、「基準4」(3)教育方法で評価します。 【600～800字】	研究推進部では、各学部教授会等と連携して、春季と秋季の年2回、各教授会等の開催前後に科学研究費助成事業をはじめとした外部研究資金申請の説明、各種研究費の使用法、支援制度、検品制度や研究倫理等の説明会を実施することで、専任教員への周知を図っている【3-1-13】。その他、科研費使用法のガイダンス、科研費使用説明会を各キャンパスで年間延べ7回にわたり実施し、参加者は約60名あった【3-1-14】。特に研究費の使用ルールについては、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)、(独)日本学術振興会実地検査及び会計検査院実地検査における指摘に対応すべく、検品室の設置をはじめ、これらの説明会、ガイダンス等を実施することで、教員の理解・意識は向上しており、着実に指摘事項を解消できている。さらには、科学研究費助成事業に関する学内セミナー、応募手続き説明会、研究計画調書の書き方セミナーを各キャンパスで募集時期にあわせて開催した。また、これらの説明会資料は大学のウェブサイトに掲出し、特に「研究計画調書の書き方セミナー」については、当該ページからセミナー映像を配信しており、欠席した者も確認ができるようにしている【3-1-15】。	これらのセミナー、説明会を通じて、教員による研究意欲は高まっている。例えば、科研費助成事業の採択状況はこの5年間で、毎年度4月時点の比較で、金額で約4億3千万円から6億1千万円、件数は201件から274件と着実に上昇しており、研究者の資質向上を表している【3-1-16】。		本学の更なる研究力を向上させるためにも、全学部において申請の裾野を広げ、専任教員の申請率の向上を目指して周知活動を進めていく。そのためにも、学部等教授会との連携・協力体制をより密にしながら、「研究計画調書」の書き方、ブラッシュアップ等の支援を積極的に実施する。また、前年度の科研費助成事業で採択されなかった申請の中で、高評価を得ているものを後押しする支援制度の確立をするなど、研究者の意識高揚を図っていく。			3-31-13 教授会説明用配布資料「研究知財事務室からのお知らせ」 3-31-14 科学研究費助成事業の使用に関する説明会配布資料 3-31-15 科学研究費助成事業応募手続き説明会 研究計画調書の書き方セミナー 配布資料 3-31-16 明治大学・科研費応募・内定状況の推移(2010年度～2014年度)



## 第7章 教育研究等環境

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料  Alt + Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<b>(1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか</b>							
a ● 学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学の理念、目的を踏まえて、定めているか。	<p>大型の重点的な設備投資を検討し、関係機関等に要望し、本学の教育研究環境を整えていく。</p> <p>(1) 駿河台キャンパス 本学における重点研究プロジェクト、研究成果活用促進センター施設等の拠点のほか、都心型キャンパスの立地を活かし、大学間連携、地方自治体、企業、シンクタンク等との連携及び共同研究施設として、2012年度末に竣工したグローバルフロントの活用を図る。本学における研究活動のさらなる活性化のために、同じ研究系又は学際系の教員、学生、研究員等が同じ場所に集結して研究活動、打合せ等ができるスペースの確保等その運用方法を検討する。</p> <p>(2) 生田キャンパス 本学の国際的な評価を高めることを目的として、自然科学分野のより一層の活性化を推進していくため、共通性の高い装置・機器等の効率的な配置・活用、外部資金による大型研究プロジェクト、民間等との共同研究等を推進するための研究スペースの確保を進めていく。そのために、従来検討してきた「総合分析評価センター（仮称）」構想を発展させ、新研究棟の建設とハイテク・リサーチ・センターの改修・整備を柱とし、これらを一体的に運用する「先端科学技術研究センター（仮称）」整備事業を推進する【7-31-1】。今後は、研究施設の機能の明確化、必要な整備の内容、運用の基本的考え方を整理するとともに、現在、生田キャンパスにおいて検討している標記事業案を大学全体の議論として進めていくよう、コンセンサスの形成等を進めていく。</p> <p>(3) 中野キャンパス 先端研究の将来的な発展性、多様性等を考慮した十分な研究スペース、ワークスペース及び社会連携と国際研究交流機能を視野に入れたコミュニケーションスペースの確保とともに、事務業務に必要な要員を確保し、研究活動の推進体制を整備していく【7-31-2】。</p>	2013年4月から利用開始した駿河台キャンパス・グローバルフロントの共同研究室29室の利用公募を行い、公共性・客観性を重視した入居ルールのもと選定を実施した。これは、外部資金獲得を前提とした共同研究のためのスペースであり、利用者が固定化しないように定期的に入れ替わる運用ルールを設けている。これらにより駿河台キャンパスにおける共同研究の環境は、大幅に改善された【7-31-3】。	外部研究資金による大型の研究プロジェクト、民間との共同研究等を行う研究スペースが著しく不足しており、研究の進展に支障を来しているため、大型の重点的な設備投資が必要である。教育研究等環境の整備に関する方針について単年度、長中期に分けた明確な方針の記述がない。	グローバルフロント入居後のルール及び、研究知財事務局が管理するグローバルフロント内会議室の運用について「グローバルフロント内共同研究室施設管理・利用内規」のさらなる実質化が必要であり、検討していく。	(1) 駿河台キャンパス グローバルフロントは、都市型キャンパスの立地メリットを活かし、研究成果活用促進センター施設等の拠点のほか、共同研究施設の活用を図る。 (2) 生田キャンパス 本学の国際的な評価を高めるため、共通性の高い装置・機器等の効率的な配置・活用、並びに外部資金による大型研究プロジェクト及び民間等との共同研究等を推進するための研究スペースの確保を目的として、新研究棟の建設とハイテクリサーチセンターの改修・整備を柱とし、これらを一体的に運用する「先端科学技術研究センター（仮称）」整備事業を推進する。 (3) 中野キャンパス MIMSが、2014年4月1日から6年間、文部科学省「共同利用・共同研究拠点」として認定され、先端研究の将来的な発展性、多様性等を考慮した十分な研究スペース、ワークスペース及び社会連携と国際研究交流機能を視野に入れ、コミュニケーションスペースを中心として、研究活動の推進体制を整備していく。	教育研究等環境の整備に関する方針について単年度、長中期に分けて明確な方針を定め、それに向けた計画やスケジュールを示して実現に結びつけるよう進めていく。それぞれの研究施設の機能の明確化、必要な整備の内容、運用の基本的考え方を整理するとともに、コンセンサス形成等を進めていく。	7-31-1 「明治大学先端科学技術研究センター（仮称）」整備事業について（科学技術研究所、2011年7月） 7-31-2 2014年度教育・研究年度計画書 7-31-3 グローバルフロント内共同研究室施設管理・利用内規
<b>(2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか</b>							
a ● 方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。	駿河台・和泉・生田・中野の4キャンパスを中心に、それぞれの校地・用地に必要な校舎・施設を配備し、また、ネットワーク環境も十分な配慮をしている。	理系学部が設置されている生田キャンパスにおいては、生田安全管理センターを設置したことにより、同キャンパスにおける教職員及び学生の安全を確保し、教育研究環境の維持・向上に寄与している。	グローバルフロント共同研究室のセキュリティ管理方法について、利用者から意見が寄せられている。セキュリティ等の管理運営方法の見直しが課題である。	生田以外のキャンパスにおいても、理系教員が在籍しており、安全管理センターを設置をすすめていくことが必要となるため、これを検討していく。	グローバルフロント共同研究室のセキュリティ等管理運営方法について、見直しと、利用者の利便性向上について、利用者等のヒアリングを行いながら検討していく。		
<b>(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか</b>							
a ● 学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制を備えているか。 ● 教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体、組織、権限、手続きを明確にし、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	<p>&lt;研究支援スタッフの整備&gt; 本大学の研究支援は、その推進を図るため、RA、研究技術員、補助研究員がスタッフとして従事している【7-31-4】。科学研究費助成事業による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究の補助者として業務を遂行している。また、学内で行われている研究プロジェクトを支援するために、法人が給与等を支給するポスト・ドクターの雇用を行っている【7-31-5】。2013年5月1日現在RA（プロジェクト型）1名、研究技術員2名、補助研究員16名、ポスト・ドクター25名が在籍している。</p>	2009年度から文部科学省の「教育研究高度化のための支援体制整備事業」に採択され、教育研究用支援者、機器の専用オペレータやプログラマーを数十名雇用し、現場に配置していたが、事業が終了したため、2013年度はGPに関わる事業について教育研究振興基金から人件費を拠出した。このことにより、教員・研究者の負担が軽減され、研究成果の創出が促進された。	法人が給与等を支給するポスト・ドクターの制度を戦略的に活用するために、募集時期等を随時見直して実態に即したものに改善する余地がある。 研究推進員及び研究支援者等雇用者の管理が一元管理となっておらず、大学として手続きも煩雑で分かりにくい。	オペレータ並びにプログラマーの雇用を継続し、適正な人員に増員することにより、研究の支援体制の整備を図る。また、生田キャンパスにおいては、現在、先端的大型研究設備が各教員の責任の下で分散して管理運営されており、今後は、教員の機器保守管理に係る負担軽減と効率的運用を進めるため、オペレーターシステムを大学の正規の制度として確立するよう推進していく。	法人が給与等を支給するポスト・ドクターの制度について予算措置の恒常化を図り、適正な人員・待遇等により、研究支援体制を充実させる。 研究推進員及び研究支援者を人事担当部署での一元管理を検討していく。	研究の多様化に伴い、求められる研究支援者（人材）も多様化が要求されるので、人材確保のための情報と予算措置が課題である。研究支援体制の整備は、研究者の研究時間の確保につながる。学部・研究科の新設に伴いポスト・ドクター総数の見直しも視野に入れる。	7-31-4 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程 7-31-5 法人が給与等を支給するポスト・ドクターの採用手続に関する取扱要領

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画			根拠資料  Alt + Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画			
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>③ 教員の研究活動、研究費・研究室及び研究専念時間の確保</b>							
○研究組織	<p>研究・知財戦略機構は、学長が機構長となる研究組織体制で、全学的な観点から研究体制の構築を図り、迅速かつ的確に対応する事業推進が可能となっている。研究企画推進本部と研究活用知財本部が有機的な連携を図り、研究戦略の重点化を図る制度となっている。研究企画推進本部は研究政策の企画・立案から実行までを担い、基盤研究部門としての3研究所(社会科学・人文科学・科学技術)とボトムアップ型の研究組織である特定課題研究ユニット等から構成されている。研究活用知財本部は産学連携活動を推進する【7-31-6:35~36頁】。</p> <p>本学教員は3研究所のいずれかに所属し、研究活動に取り組んでいる【7-31-7】。特定課題研究ユニットは、本学の専任教員と学内外の研究者等が特定の研究課題について共同研究を推進する制度で5年間設置できる。特定課題研究ユニットのうち、今後発展が期待されるものは「研究クラスター」として組織化し、重点領域プロジェクトを推進する期限付研究組織として学内研究助成を受けて活動を行う。研究クラスターのうち大型研究などの採択が期待できるものは、機構の附属研究機関である「特別研究推進インスティテュート」として設置され、世界的水準の学術研究活動を推進する。ユニットからクラスターへ、クラスターからインスティテュートへの組織変更は学内外の評価をもとに研究・知財戦略機構会議において決定される。</p> <p>特別推進研究インスティテュートは「先端数理科学インスティテュート(MIMS)」、「バイオリソース研究国際インスティテュート」及び「国際総合研究所」を展開している。研究クラスターは、「日本古代学研究所」、「知的財産法政策研究所」、「野生の科学研究所」、「漆先端科学研究クラスター」、「生命機能マテリアル研究クラスター」、「再生可能エネルギー研究クラスター」が研究活動を推進している。</p> <p>更に、附属研究施設として、「黒耀石研究センター」、「植物工場基盤技術研究センター」及び「地域産学連携研究センター」を設置している【7-31-6】。</p>	<p>研究・知財戦略機構による研究推進の仕組みである特定課題研究ユニットから重点領域プロジェクトを推進する研究クラスターへ、さらには特別推進研究インスティテュートまたは附属研究施設への展開は、内規や学内選考に基づき昇格させ、学内研究資金を効果的に配分することで、研究分野の重点化を図る仕組みとして特筆される【7-31-5:35~36頁】。</p> <p>インスティテュートとして設置されている先端数理科学インスティテュートは、グローバルCOEに採択された他、さらに「大学院先端数理科学研究科」の新設、「総合数理学部」の新設にも貢献し、研究成果を教育に還元するまでに成果を上げている。</p>	<p>学内の研究費は、それぞれ制度が異なることから募集時期や運用方法等も千差万別であり、研究費をより効果的かつ適正に活用するためにも、全学的な観点から研究費の配分方法、使用・運用方法等を検討していく。また、多額の研究資金を獲得した教員に対する研究支援者又は研究スペースの確保等の支援を継続するとともに、本学が推進する重点研究領域に対する学内研究予算の優先的配分制度を具体化する。また、研究・知財戦略機構所属の専任教員・客員教員の研究成果についても、学部・大学院と連携して、学部間共通総合講座や大学院の特別講義等を通じて教育への還元を図る。</p>	研究成果の発信力をより一層高めていくために、英文発信を含めて戦略的かつ効果的な広報活動を進めていく。機構のウェブサイトでは、研究活動状況、専任教員の研究業績データベース、研究シーズ、学内の紀要等を公開している。今後は、情報の質を維持するだけでなく、タイムリーに情報発信を行い、外部の方々が本学の研究活動に触れる機会を生み出し、研究活性化に資する戦略性の高い情報発信を行っていく。また、海外発信支援委員会を設置し、国際的学術刊行物等に投稿する論文の外国語校閲、投稿料等の助成を実施・検討していく。	機構の下に設置される各本部、附属研究機関・施設のより一層の連携強化・活動の活性化を推進し、外部資金の獲得増、研究成果の創出等を図っていく。	7-31-6 『明治大学の研究-明治大学研究年報2013』 7-31-7 基盤研究部門にかかわる研究所要綱	
○論文等研究成果の発表状況及び国内外の学会での活動状況	<p>専任教員データベースを構築し、これを通じて、各教員の著書及び発表論文に関する統計を随時把握することができる。2013年度の発表論文に該当する業績は1,027件、著書・単行本などの業績は219件、学会発表件数は799件である【7-31-8:表61】。</p>	<p>研究企画推進本部及び研究活用知財本部の設置の意義は、研究の促進を図り、そこから生じる知的財産を効果的に権利化して、広く社会における活用を促すことにある。両本部が有機的に連携して相乗効果を高めるため、本学で社会的に注目を集める个性的かつ未来志向の研究を多く実施することが課題である。また、産官学連携を積極的に行うためにも、より一層、魅力的な研究成果を数多く創出する活動及び体制構築に注力することが課題である。</p>	<p>研究企画推進本部及び研究活用知財本部の設置の意義は、研究の促進を図り、そこから生じる知的財産を効果的に権利化して、広く社会における活用を促すことにある。両本部が有機的に連携して相乗効果を高めるため、本学で社会的に注目を集める个性的かつ未来志向の研究を多く実施することが課題である。また、産官学連携を積極的に行うためにも、より一層、魅力的な研究成果を数多く創出する活動及び体制構築に注力することが課題である。</p>	研究成果の発信力をより一層高めていくために、英文発信を含めて戦略的かつ効果的な広報活動を進めていく。機構のウェブサイトでは、研究活動状況、専任教員の研究業績データベース、研究シーズ、学内の紀要等を公開している。今後は、情報の質を維持するだけでなく、タイムリーに情報発信を行い、外部の方々が本学の研究活動に触れる機会を生み出し、研究活性化に資する戦略性の高い情報発信を行っていく。また、海外発信支援委員会を設置し、国際的学術刊行物等に投稿する論文の外国語校閲、投稿料等の助成を実施・検討していく。	機構の下に設置される各本部、附属研究機関・施設のより一層の連携強化・活動の活性化を推進し、外部資金の獲得増、研究成果の創出等を図っていく。	7-31-8 明治大学データ集	
○研究支援制度	<p>学内経費による研究振興事業として、基盤的経費として「特定個人研究費」を支給している他、審査によって支給される制度に「新領域創成型研究・若手研究」、「国際共同研究」、「研究所研究費」によって重点的な支援を行っている。また、大学院において特定研究課題に関して、研究科担当教員が他所属の研究者と共同で行う「大学院研究科共同研究」を支援している【7-31-7:表57・62】</p>	<p>学内の研究振興事業により、科学研究費助成事業は2008年度の約2億5千万円から2013年度には約5億6千万円に伸びており、科研費採択率が上がっている【7-31-6:21頁】。</p>	<p>学内の研究振興事業により、科学研究費助成事業は2008年度の約2億5千万円から2013年度には約5億6千万円に伸びており、科研費採択率が上がっている【7-31-6:21頁】。</p>	<p>科研費助成事業以外の研究費についても、外部研究資金獲得の呼び水になるような施策を講じて制度化していく。</p>			
<学外の研究助成を得て行われる研究プログラム①(大型研究)>	<p>&lt;学外の研究助成を得て行われる研究プログラム①(大型研究)&gt; 2013年3月現在、80を超える特定課題研究ユニットが設置されている。2013年度のこれら研究組織の特筆すべき実績としては、文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」継続・新規合わせて11件の大型研究プロジェクトを推進したことである【7-31-6:13~14頁及び17~20頁】。本学では研究・知財戦略機構の下に設置された教務担当常勤理事や研究企画推進本部長等から構成される選考委員会が選定した研究プロジェクトを研究・知財戦略機構会議で承認後、文部科学省に申請する【7-31-9】。採択後、補助金を受けて、本学の研究基盤を整備し、高度な研究拠点の形成及び研究活動の活性化を図っている。</p>	<p>大型研究プロジェクトの活性化に伴い、研究スペース不足等が懸念されていた。駿河台キャンパス・グローバルフロントの完成により、共同研究室の利用が可能となり、駿河台キャンパスにおける共同研究の環境は、大幅に改善された。</p>	<p>大学の組織上、研究者のエフォート管理が困難な状況にある。教員は、大きく分けて教育・研究・組織運営の3部門にわたり仕事を行うが、外部研究資金の獲得を大幅に伸ばすためにも、これらのバランスを管理・調整する機関を設け、支援体制を整備するなどの改善が必要となる。</p>	<p>本学における重点研究プロジェクト、インキュベーション施設等の拠点のほか、都心型キャンパスの立地を活かし、大学間連携、地方自治体、企業、シンクタンク等との共同研究施設及び連携を、グローバルフロント利用開始を契機にさらに推進し、その有効的活用を図っていく。</p>	<p>機構が推薦・採択した研究プロジェクトについて、進捗状況の妥当性や研究成果等の検証方法を研究企画推進委員会を中心に議論し、各研究プロジェクトに研究プロジェクト代表者とは別に、研究プロジェクトの進捗管理、自己点検、改善活動を行うプロジェクトマネージャーを置き、文部科学省の中間評価・事後評価を意識してきめ細かくプロジェクト管理をできるように、体制を強化している。</p>	<p>大型研究プロジェクトの中間評価を共有し、B評価以下の場合にはこれを修正し、A評価に近づける体制を整備していく。また、事後評価体制についても同様に検証する体制を整備していく。</p>	7-31-9 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業学内選考に関する内規



点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画			根拠資料 Alt + Enterで箇条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	
<学外の研究助成を得て行われる研究プログラム②(科学研究費助成事業)>	<学外の研究助成を得て行われる研究プログラム②(科学研究費助成事業)> 科学研究費助成事業は、2013年度の新規申請278件(2012年度は244件)、新規採択件数92件(同78件)と前年度比で大幅に増加となった。新規・継続を合わせても、採択件数は250件(同 241件)、交付内定額も間接経費を含めて約5億 5932万円(同約4億5435万円)と過去最高を記録した【7-31-8:表59】。 助成件数が伸長した要因として、研究知財事務室が「研究計画書作成のポイント」を作成して「研究計画書の書き方セミナー」を開催したり、申請書類作成時には職員を増員して実際に研究者と協力して申請書類の形式・内容をチェックしたり、その内容をフィードバックし精度を向上させる等、研究者と専門性の高い職員の協働作業を行っていることが挙げられる。また、採択された調書と不採択となった調書を共有する等して、採択率を高める工夫に努めている。	外部資金の受け入れ実績では、科研費採択率の上昇に加えて、2013年度の受託研究、共同研究、その他(学術研究奨励寄付等)の受入金額合計も約5億3千万円と、前年度の約4億8千万円から着実に伸びている【7-31-8:表58】。この結果は、産官学連携による共同研究及び受託研究等の受入窓口の一元化を図ったことや、これと並行して、大学として、「計画書作成のポイント」【7-31-10】を作成し、学部・研究科の教授会等の開催前後に外部研究資金申請の説明会を実施していた。研究者と職員との協働による取組みの成果が採択率を高めることにつながっている。	申請件数を上げるために、これまで採択に至らなかったケースを分析し、採択率向上を目指す。また、これまで科研費を採択したことがある研究者に対し、基盤研究Cならば基盤BまたはAへ、研究規模を個人型からグループあるいはプロジェクト型に発展していくように提案していくことが必要である。	大型の研究資金を獲得した研究者にはその資金を活用した特別な研究制度の創設を視野に入れ、研究資金を獲得した研究者の授業担当時間及び校務軽減等、研究環境の整備を図る。学部等教授会との連携・協力体制を密にして、「研究計画調書」の書き方、ブラッシュアップ等の支援を今後も積極的に実施するほか、科学研究費助成事業申請の準備として、学内の競争的研究資金である新領域創成型研究・若手研究等の募集を引き続き行う。	申請件数の少ない学部を中心に説明会を行うなど、ターゲットを絞って積極的に働きかける。説明会の対象者を経験者と新規に分けて実施するなど申請件数を増やす工夫をする。	本学の科研費の軸は、基盤研究Cや若手研究B等となっている。今後ともさらに科研費を伸ばしていくには、1件あたりの採択額を向上させていく必要がある。これまでの研究成果を基にグループ化して、規模を拡大していくことや、トップダウン型の大型研究プロジェクトを複数創成するなど長期的に展開していく。	7-31-10 「計画書作成のポイント」
<学内研究助成において推進される研究①(基盤研究部門による助成、新領域創成型研究・若手研究、国際共同研究プロジェクト支援事業、大学院研究科共同研究)>	<学内研究助成において推進される研究①(基盤研究部門による助成、新領域創成型研究・若手研究、大学院研究科共同研究)> 本学では研究基盤を強化するために、基盤的な研究費を支給する他、若手研究者の育成などの目的別に各種の競争的な学内研究助成を行っている。2013年度の基盤的な研究費を除く競争的な学内研究助成の実績は、229件で約4億3千万円である。【7-31-8:表57】。 研究所研究費として助成される制度がある。基盤研究部門である社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所が運営する制度で、これらの制度は採択制であり、申請書に基づき審査を行った上で採択し、毎年度初めに提出される「研究実施計画書」、年度末に提出される「研究実施報告書」から研究の進捗状況を把握している【7-31-8:表57・62】。 科学研究費助成事業申請の準備として、また、学内研究助成において推進される研究として、新領域創成型研究・若手研究及び国際共同研究推進事業がある。新領域創成型研究は本学の創造的・先端的な研究課題を対象とし、若手研究は申請時39歳未満の若手教員による研究課題に対して助成を行うもので、2013年度は、前者3件、後者18件を採択した。国際共同研究プロジェクト支援事業は、学内の研究者を中心として海外研究機関との国際的共同研究に関わる事業を推進するもので、2013年度5件の研究プロジェクトを支援した。また、大学院担当教員が共同で行う研究に対する助成制度として大学院研究科共同研究があり、2013年度は5件を採択し、本学の研究の活性化を担っている【7-31-8:表57・60】。	新領域創成型研究・若手研究に採択された研究者の科学研究費助成事業の採択状況は、学内研究者の平均値を上回っている。 国際共同研究プロジェクト支援事業については、従来型(I型)の共同研究に関する協定、覚書を締結しているプロジェクトに加えて、II型として、将来的に共同研究に関する協定、覚書を締結する見込みがあるか、もしくは既に海外の研究者との共同論文が多数に及び、当該研究の継続性が今後も見込めるプロジェクトを新設し、採択件数を増やす支援策を実行した。	国際共同研究プロジェクト支援事業についての予算が、政策経費で、単年度のため、研究プロジェクトの公募時期、決定に時間を要し、研究に着手できる時期が遅くなっている。	学内の研究振興事業については、採択する研究プロジェクトが将来的に外部研究資金を得るなどして自力で推進できるように支援するものであるため、成果について評価するシステムの確立が必要である。主に科学研究費助成事業の採択につながるような研究プロジェクトの選定が肝要となるため、選考方法等も見直していく。	国際共同研究プロジェクトの事業単位が大学間協定・覚書等を公募の原則としていたため、主に理系等の個別のプロジェクトが応募資格に該当しないなど問題があるため、公募時期及び専門部会による決定を早め、研究に着手できる時期を改善する。研究の連続性を確保するように働きかけていく。	科学研究費助成事業申請の準備として、学内の競争的研究資金である新領域創成型研究・若手研究等の公募型研究支援事業のフレームワークを再考し、研究者への周知及び意識高揚を図る事業を推進する。	
<学内研究助成において推進される研究②(教育研究振興基金、研究サポート積立金等)>	<学内研究助成において推進される研究②(教育研究振興基金、研究サポート積立金等)> 教育研究の振興に寄与すること及び若手研究者養成に資する事業に対する助成を目的として、教育研究振興基金を設定し、基金の目的に賛同してなされた指定寄付金や法人からの積立により運用している。この基金は機構の特別推進研究インスティテュート、付属研究施設、研究クラスターの研究基盤整備をはじめ、各種研究プロジェクトの支援を行っている【7-31-11】。	2014年度からは幅広く研究活動、教育活動等への積極的活用を図り、主管部署を教学企画事務室へ移管した。これに伴い、未来サポーター募金「研究サポート資金」を原資とし、研究活動支援を目的とした基金である研究サポート積立金を新設した【7-31-12】。		今後も社会的要請に応じて緊急対応すべき研究プロジェクトの立ち上げも予想されることから、基金を活かせるように、柔軟かつ迅速に対応できるシステムを整える。			7-31-11 明治大学教育研究振興基金 7-31-12 研究サポート積立金内規



点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		Alt + Enterで箇条書きに
<p>&lt;学内研究助成において推進される研究③(特定個人研究費、学会出張旅費)&gt;</p>		<p>&lt;学内研究助成において推進される研究③(特定個人研究費、学会出張旅費)&gt;</p> <p>本学は個人で課題設定した学術研究の助成として、専任教員全員に年額35万円を上限とした「特定個人研究費」を支給している【7-31-13】。2013年度の平均支給実績額は約32万円となっており、適切に支給されている【7-31-8:表55】。調査研究に必要な旅費は、「学校法人明治大学専任教職員旅費規程」の定めるところにより支給され、学会出張の助成として専任教職員に対し年2回、研究発表・報告をする場合はこれに加えて1回の旅費を助成している【7-31-14】。国際学会参加渡航費については、「国際学会参加渡航費助成基準」に基づき、国際学会に出席して講演もしくは研究発表(ポスター・セッションを含む)を行う場合または座長を務める場合に年度内2回を上限として、渡航費・宿泊費の助成をしている【7-31-15】。2013年度には、国外の学会出張は199件で総額約3,560万円、国内の学会出張は1017件で総額約7,044万円を支給している【7-31-7:表56】。</p>	<p>本学専任教員の国際的な学術研究活動を奨励し、教育効果を高めるため、「国際学会参加渡航費助成基準」を一部改正して、助成回数につき、本人が参加経費を負担して国際学会に出席し、講演若しくは研究発表を行う場合又は座長を務める場合、助成の回数を1人年度内2回と拡大した。加えて、2013年度は特定個人研究費について使途範囲が一部変更になり、研究室で使用する文具・辞書について研究用であれば支出が認められることとなった。</p>	<p>特定個人研究費については、主に使途範囲等について使い勝手の悪さが教員から指摘を受けている。また、調査研究の報告書がB4版1枚の「特定個人研究報告概要書」のみであり、成果等が明確でないとの意見がある。</p>	<p>本学研究者の海外研究者との交流の機会を増やすなど、研究の国際化に寄与するため、現行の学会出張旅費助成制度及び国際学会参加渡航費助成制度の規程を一部改正するなど、制度の利用希望者にとって利便性のあるシステムに見直しを図っていく。</p>	<p>特定個人研究費の使用法・使途については、担当部署を通じて所管税務署にも折衝するなど使途拡大に向けた改善を図っていく。</p>	<p>特定個人研究費の使用法・使途について使い勝手の向上の方策を探る一方、一部所得化に向けての検討もすすめていく。また、成果報告書のあり方についても併せて検討を進めていく。</p>	<p>7-31-13 明治大学特定個人研究費取扱要領 7-31-14 学校法人明治大学専任教職員旅費規程 7-31-15 国際学会参加渡航費助成基準</p>
<p>&lt;研究専念時間等、教員の研究機会の保障及び研究室内の整備&gt;</p>		<p>&lt;研究専念時間等、教員の研究機会の保障及び研究室内の整備&gt;</p> <p>研究専念時間を確保する方策として、「在外研究員」及び「特別研究者」が制度化されている【7-31-16、7-31-17】。在外研究員制度は、長期8か月以上12か月以内、短期3か月以上6か月以内で申請することができ、在外研究員には滞在費・旅費等を含めて助成している。2013年度は長期15名、短期6名が新規に採用となった【7-31-8:表63】。特別研究者制度は、専任教員が就任から継続して5年以上勤務(2回目以降は1回目の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務)したものが対象となり、授業その他の校務を免除され、毎年度4月1日から1年以内の期間を研究に専念することができる。2013年度は23名が採用された【7-31-8:表64】。特別研究者は基盤研究部門である研究所の特別研究者研究費助成を申請することができる。両制度共に、学部長会において各学部の年度別申請上限を定め、その範囲内において各学部教授会で推薦し、学部長会の承認を得て、理事会で決定する。</p>	<p>2013年度は、在外研究員20名(長期14名、短期6名)、特別研究者23名が、研究活動に専念した。また、在外研究員の規程を一部改正して40歳未満の若手教員に対し、国外での研究活動を行う機会を与えるため、40歳未満の者で、専任教員として勤続3年以上の者については、長期在外研究の有資格者とした。</p>	<p>所定の報告書以外に論文・業績等の提出を義務付けていないため、研究成果が明確ではないとの指摘もある。また、助成を受けた費用管理等が杜撰なケースも一部見受けられるため、制度の見直しが必要である。</p>	<p>大型研究の研究資金を獲得した研究者にはその資金を活用した制度を創設するなど、研究資金を獲得した研究者の授業担当時間及び校務の軽減等を各方面に求め、研究環境の整備を図る。</p>	<p>監査等で指摘を受けることがないよう遺漏なく、概要報告書の提出や費用の支出等管理について研究者に周知徹底する。</p>	<p>論文等の業績の提出義務を課すなど研究成果を明らかにし、制度の有効性を示す。また、実態に応じて制度に改善していく。</p>	<p>7-31-16 明治大学特別研究者制度規程 7-31-17 明治大学在外研究員規程</p>
<p>&lt;研究活動の公表・海外発信等の支援サービス&gt;</p>		<p>&lt;研究活動の公表・海外発信等の支援サービス&gt;</p> <p>専任教員は、所属する各研究所の叢書、紀要、欧文紀要に成果を定期的に公表しており、その掲載にあたっては、研究所内に評価基準を設け、ピアレビューによる査読制度を取り入れている【7-31-18】。出版助成制度も設けられており、所員の研究成果の出版を援助している。2013年度に刊行した叢書は3冊である【7-31-6:33頁】。また本学における学術・研究成果をより一層海外に発信し、研究の活性化を図ることを目的に「海外発信支援委員会」を設置し、国際的学術刊行物等に投稿する論文の外国語校閲、投稿料等の助成の支援を実施している。</p>	<p>機構では機構の事業や成果等を学外に広報するために毎年度、年報を刊行しており、これにより学外研究資金の獲得状況や機構の研究施設・研究機関の状況を俯瞰することが可能となっている【資料7-31-6】。</p>	<p>本支援事業が十分に活用されていない現状があり、機能していない面もみられる。</p>	<p>例年、年報を刊行する時期が7月以降であったため、刊行の時期を6月に早める。今後も掲載内容を随時精査しながら、学外に向けて本学の研究力の情報発信を行っていく。</p>	<p>運用率の高い事業に特化し、併せて申請率向上のため周知活動をいっそう強化することにより、多くの研究者にこの制度を活用してもらうことで海外発信を含めた研究成果の公表を促進していく。</p>	<p>教員による海外の学会での発表は未だ不十分な状態である。国際的な英文ジャーナルへの投稿などの実績も少ない。教員にとって、より海外発信に取り組む機会が増えることにより、活用しやすい制度となるよう、支援事業内容の見直しを行い、研究のグローバル化を支える。</p>	<p>7-31-18 社会科学研究所査読に関する内規、人文科学研究所の査読に関する内規、科学技術研究所紀要投稿論文審査要領</p>
<p><b>(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか</b></p>								
<p>① 研究倫理に関する学内規程の整備状況</p>		<p>文部科学省では、2007年に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を定め、その中で各研究機関に対し研究倫理の体制整備等について規程等を整備し、その制定状況の報告を求めている。本学では、「社会連携ポリシー」【7-31-19】、「知的財産ポリシー」【7-31-20】、「利益相反ポリシー」【7-31-21】、「研究者行動規範」【7-31-22】、「研究費の適正管理に関する規程」【7-31-23】、「研究活動の不正にかかわる通報処理に関する規程」【7-31-24】、「技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン」【7-31-25】、「研究成果有体物取扱要領」【7-31-26】及び「知的財産権等に関する秘密情報取扱要領」【7-31-27】を制定するなど、円滑に社会連携活動を推進するとともに、大学又は研究者としての基本姿勢及び遵守すべき事項を定めて実施している【7-31-28】。また「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」を作成し【7-31-29】、毎年度改訂して教員に配布している他、各学部教授会等で説明会を実施し、改定点、注意すべき事項の周知を行っている。</p>	<p>2012年度、公的研究費に係る会計検査院実地検査が行われたが、本学のガイドラインに基づき体制整備がされていないとの指摘があり、適切に対応して回答した。同検査を踏まえて、文部科学省からは研究者発注を認めている本学に対して、全品検収を実施するように指摘されたことを受けて、検品室の体制を新設して2013年度から稼働させた【7-31-30】。</p>	<p>研究倫理をチェックする窓口が産学連携を推進する部署である研究推進部になっているため、客観性・公平性の観点から疑義を持たれる恐れがある状況である。</p>	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に沿って、学内の体制整備を更に向上させ、「体制整備等自己評価チェックリスト」の評点アップにつなげる。</p>	<p>研究費管理部署が研究費活動の不正に係わる通報窓口であることから、この窓口を研究推進部以外の第三者的な立場に当たる部署への移管を進める。今後の研究活動体制の整備等に向けて、他私大並みに大学全体として研究倫理を扱う機関・部署の設置が必要である。また、大学としての学術研究倫理憲章の制定も急務である。</p>	<p>安全保障貿易管理体制、インフォームドコンセント、生命倫理、安全管理等の承認及び手続きを行う窓口の創設を図っていく。</p>	<p>7-31-19 社会連携ポリシー 7-31-20 知的財産ポリシー 7-31-21 利益相反ポリシー 7-31-22 研究者行動規範 7-31-23 研究費の適正管理に関する規程 7-31-24 研究活動の不正にかかわる通報処理に関する規程 7-31-25 技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン 7-31-26 研究成果有体物取扱要領 7-31-27 知的財産権等に関する秘密情報取扱要領 7-31-28 『明治大学における研究活動から生じる知的財産の取扱いと産学連携活動に関するガイドブック』 7-31-29 『明治大学における研究費に関する使用マニュアル』 7-31-30 『公的研究費における検品マニュアル』</p>

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料  Alt + Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画			
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述		
②研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性	<p>文部科学省では、2014年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、研究における不正行為・研究費の不正使用防止の強化を各研究機関に要請したことを受けて、本学も、そのガイドラインへの対応を図ることが喫緊の課題となっている。ガイドラインへの対応を図るために、現行の「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」を見直す必要があり、検討ワーキング・グループを設置して、関連規程の改正等を進めている。</p> <p>利益相反ポリシーに基づき、本学における教育・研究にかかわる利益相反に関して総合的に検討し、利益相反マネジメント体制を確立することにより、大学の社会連携活動を公正かつ円滑に遂行することを目的として、「明治大学利益相反委員会」を設置している【7-31-31】。また、遺伝子組換え実験の安全確保等を目的に「明治大学遺伝子組換え実験安全管理規程」を制定し【7-31-32】、DNA組換え、クローン研究などに従事している研究者で「明治大学理工学部遺伝子組換え実験に関する安全及びヒトを対象とした実験研究に関する倫理委員会」「明治大学農学部人を対象とする生命科学および医学系研究実験に関する倫理委員会」を構成している。2012年度以降は、理工・農学部以外のヒトを対象として研究を行う研究計画等について「ヒトを対象とした研究等に関する研究倫理委員会」で審査を行っている【資料7-31-33】。</p>	<p>ヒトを対象とした研究成果を公表する際には、大多数の学術雑誌において、倫理委員会の承認を必要とするようになってきている。こうした倫理委員会には自学部の教員を対象として設置されていたが、2012年度以降は、両学部以外の教員においてもヒトを対象とした研究を行う場合、研究計画等について「ヒトを対象とした研究等に関する研究倫理委員会」で、年間5件程度の審査を行い、研究活動に支障をきたさないようにサポートしている。</p>	<p>利益相反ポリシーのもと、審議案件が利益相反状態にあるかどうかの該非判定の基準や審査、申告、不服申立て等を行う際の統一規程等及びマネジメント体制が未整備となっている。</p> <p>文科省ガイドラインへの対応を図るために、現行の「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」を見直す必要があり、検討ワーキング・グループを設置して、規程の改正を行っている。</p>	<p>ヒトに係る研究計画等の実際の申請に対して、迅速かつ適切に対応していけるよう申請書類・審査用紙等の実務に係る細部をつめていく。将来的に全学で統一した一つの窓口で対応できるように他大学の事例等を調査して、関連部署等と連携して実現化を図る。</p>	<p>社会連携ポリシー、知的財産ポリシー、利益相反ポリシーの3ポリシーのもとで研究倫理に係る活動のチェック・審議する各種委員会の組織体制及び規程等の整備を図っていく。</p> <p>研究の公正性を担保するため外部機関等から求められる利益相反該非判定に対応する。利益相反マネジメント規程を策定し、COI委員会では該非判定が困難な事例を判定するため、該当事例発生時において該非業務をアドバイザーに外部委託することをすすめる。</p>	<p>コンプライアンス、利益相反及び倫理に係る全学的な委員会体制及び統括する第三者的な部署の設置を進める。</p>	<p>7-31-31 明治大学利益相反委員会設置要綱 7-31-32 明治大学遺伝子組換え実験安全管理規程 7-31-33 ヒトを対象とした研究等に関する研究倫理委員会に関する内規</p>
<b>(6)教育研究等環境の適切性の検証プロセスを機能させ、改善につなげているか。</b>							
<研究環境の検証システム>	<p>研究内容、研究成果等については、研究・知財戦略機構に所属する研究組織や研究者個人は「事業活動報告」及び「研究成果報告」を提出するとともに、研究活動の進捗状況（達成度）、翌年度の研究計画等について記載した報告書を提出する。これらの報告書は、機構会議及び機構の下に設置される各委員会で精査している。精査後、必要に応じて次年度に向けた年度計画書の再修正を求め、確認を行い、結果を機構長である学長に報告することとしている。また「明治大学の研究-明治大学研究年報-」を毎年度刊行し、研究活動の状況を評価、公表している【7-31-10】。研究・知財戦略機構では、検証プロセスの透明性を確保する手段として、大型研究等の審査や研究活動の不正行為にかかわる通報処理に当たる際は、学外の有識者を委員に加えるなど「学外者の意見」を反映する体制を整えている【7-31-34, 7-31-35, 7-31-10:66～69頁】。</p> <p>また、専任教員データベースを構築し、研究者自身が常時データを更新することができる環境を整備している。このデータベースに蓄積されたデータは大学のウェブサイトやReaD&amp;Researchmap（研究開発支援総合ディレクトリ）で公開されるほか、自己点検・評価や各種統計資料に利用され、検証プロセスの一端を担っている【7-31-36】。</p>		<p>機構の研究活動全般で、外部評価委員が加わっていないため、客観性をさらに担保することが課題である。</p> <p>社会的評価、特色、活力等の検証については、外部資金の獲得状況の推移を見て判断しているのが現状であり、特に、本学の特色や活力面の検証を客観的に行うことが課題となっている。</p>		<p>外部委員を含めた評価委員会を設置するなどして、定期的かつ客観的に評価を行い、その内容を改善に結び付けるなど研究企画推進委員会を中心に検討していく。</p>	<p>機構全体の活動に対しても、外部委員を含めて、客観性を担保する体制を構築し、定期的かつ客観的に評価を行い、その内容を改善に結び付け更なる発展を促せるようにPDCAサイクルを確立していく。</p>	<p>7-31-34 明治大学研究・知財戦略機構規程 7-31-35 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業学内選考に関する内規 7-31-36 専任教員データベースURL (<a href="http://rwd2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/">http://rwd2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/</a>)</p>



## 第8章 社会連携・社会貢献

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料  Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか</b>						
●社会連携・社会貢献に関する方針を定めているか。 ●教職員・学生が方針を共有しているか。	<p>本大学は、建学の精神である「権利自由・独立自治」を継承し、また都心型大学としての特長を活かして、その使命と責任を果たす必要があり、「社会連携ポリシー」を社会との連携・協力に関する方針として定め、大学のウェブサイトを通じて広く社会に公表している【8-31-1】。その中で「『社会連携』を『研究』と『教育』に加えて大学の重要な使命として明確に位置付けるとともに、これに教職員等が一致協力して取り組み、大学の社会的責任を果たす必要があり、産業界等の活性化にとどまらず、より広い視点から社会の発展に寄与することに努めなければならない」との基本姿勢を明確にし、環境保全・平和利用、主体性・自主性の尊重、情報の公開と管理の原則、法令等の遵守から構成される4つの原則を明示している。</p> <p>社会連携・社会貢献を適正に推進するために、利益相反委員会を設置し、教職員が利益相反に関する判断基準を共有できるよう「社会貢献と倫理及び利益相反に関するガイドライン」を配布し【8-31-2】、教員・研究者が社会連携を推進するにあたって倫理観に基づく責務遂行を尊重していく体制を整えている。</p>		研究推進部が所管することが適切か等の課題がある。「社会貢献と倫理及び利益相反に関するガイドライン」の改訂版の配布がなされていない。「社会連携ポリシー」は、社会連携機構が創設される前に定めたものであるため、両機構等で再検討する必要がある。		利益相反委員会のあり方の検討及び全学的な委員会として位置づけることを検討していく。また、「社会貢献と倫理及び利益相反に関するガイドライン」を改訂して、本学の構成員に再度配布して、内容等を周知していく。「社会連携ポリシー」について研究・知財戦略機構と社会連携機構を中心に検討していく。	8-31-1 社会連携ポリシー 8-31-2 社会貢献と倫理及び利益相反に関するガイドライン
<b>(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか</b>						
<b>◎学外組織との連携協力による教育研究の推進</b>						
○産官学連携による学外機関との連携、社会への還元状況	<p>産官学連携の取組みは、研究・知財戦略機構の下にある「研究活用知財本部」における「知的資産センター」及び「研究成果活用促進センター」が推進している【8-31-3：36頁】。</p> <p>産官学連携に関するアンケートを毎年度実施し、その調査結果を踏まえて、連携活動に意欲の高い教員を重点的に支援する方針を継続している。同時に研究成果活用促進センターにおける研究成果の事業化や起業を支援している。</p>	研究成果の活用及び知財の創出・管理・活用という研究活用知財本部の役割を着実かつ効率的に果たしている。		既存の枠におさまらない研究の形態による研究成果が創出されていることを踏まえて、これらを管理・活用していく受け皿の整備も進めていく。多様な研究への参画や優れた研究成果の活用を実現し、本学の第三の使命である社会への貢献につなげ、更なる研究活性化にフィードバックされるような「知の創造サイクル」を維持していく。		8-31-3 『明治大学の研究－明治大学研究年報2013－』
(知的資産センター：受託・共同研究、技術移転)	<p>知的資産センターは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき経済産業大臣・文部科学大臣により特定大学技術移転事業の実施計画の承認を受けた技術移転機関、通称、承認TLO (Technology Licensing Organization)である。本学の研究成果等を権利化し、これを学外に技術移転し、そこから得たロイヤルティを研究者・大学に還元することで知的創造サイクルを創出する。事業内容は主として4点あり、「受託研究、共同研究の窓口」「技術移転事業」「産官学連携相談」「産官学連携に関する情報の提供・交流」である。</p> <p>一般的に、大学の知的資源や研究成果を企業等のニーズに直に結びつけるのは困難なため、産学連携部門が企業と大学の研究者との仲立の役割を担うことが求められる。そのため、企業向けパンフレットを刊行して産学連携の流れや利用可能な支援メニュー・設備等を解説しているほか、ウェブサイト上で公開している「研究シーズ」は、大学のシーズと産業界のニーズとのマッチングを促進するツールとして情報発信を行い、本学の研究成果に対して外部からのアクセシビリティが高まるよう環境を整えている。</p> <p>知財評価システムを構築したので、本システムを活用した知財の評価・管理作業を継続していく。研究成果の特許出願については、権利化及び技術移転につながる可能性のある案件と新たな外部資金の呼び水になり得る案件を厳選する基本方針を維持する。ライセンス及び技術移転の可能性のある知的財産を積極的に維持して、研究推進効果の一層の拡大を図る。</p>	受託・共同研究等の受入件数は、2013年度227件と前年度(232件)と比べて同程度の水準にあるものの受入金額は、約18億8401万円と、前年度(約5億3798万円)に比べて250%増と大幅に増えた。これは大型プロジェクトを受け入れたためである【8-31-4：表65】。2013年度における技術移転状況は、特許出願件数は15件、発明届件数は24件、ライセンス実績は22件でほぼ横ばいであったが、特許のほかプログラムや商標等の技術移転が成立する等、大学の知的資産活用の多様化が進みつつある【8-31-4：表66・67】。		これまでとは異なるタイプの知的財産の創出にも対応し得るようにサポートを充実させる。また、社会の多様なニーズに応えられる知的財産の管理・活用を実現するため、ハード、ソフトの両面から新たな検討を行う。		8-31-4 明治大学データ集
(研究成果活用促進センター)	<p>研究成果活用促進センターは、研究成果に基づく産官学連携の支援、研究成果を活用した起業支援を行っており、そのためのスペースとして駿河台キャンパスのグローバルフロントに7室の施設を設置している。ここでは本学教員の研究成果を基にした創業・ベンチャー育成に必要な支援を行っており、これまでに約20プロジェクトの事業化が取り込まれ、10社程度の会社設立の実績がある【8-31-3：30頁】。</p>	研究成果活用促進センター施設運用に関する内規について、利用期間の定義、入居者が実施する事業の範囲の明確化、利用代表者が事業を継続できなくなった場合の取扱いが明確ではない等の指摘を受けて、一部改正を行い、2014年4月22日から施行した。		利用審査のあり方、管理運営方法、利用のルール等の整備を進めて、同施設の更なる有効活用を図っていく。		

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料  Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
○研究・知財戦略機構の下に設置している付属研究施設における学外機関との連携、社会への還元状況	<p>産官学連携に基づいた地域社会との連携については、研究・知財戦略機構の付属研究施設として「植物工場基盤技術研究センター」「地域産学連携研究センター」「黒耀石研究センター」の3施設を設置している【8-31-3：9-11頁】。「植物工場基盤技術研究センター」は、2009年度経済産業省先進的植物工場施設整備費補助金を受け、私立大学では唯一、全国8拠点の一つとして生田キャンパスに設置した未来型農業を志向型の研究センターである。同様に経済産業省の整備費補助事業をもとに開設した「地域産学連携研究センター」は、インキュベーション機能を中心に地元川崎市をはじめとする神奈川県域の経済振興などを視野に入れた新産業・新事業の創出に貢献すべく活動を展開している。「黒耀石研究センター」は、長野県長和町に設置された学外研究拠点であり、黒耀石研究の国際ネットワーク拠点を目標として、海外の研究機関と連携を図り、学外研究資金による活動で実績を積み重ねている。各センター長が運営責任者となる「運営委員会」において、各センターの設置目的である本大学の教育・研究の発展及び研究成果の社会還元への寄与を図っている。</p> <p>黒耀石研究センターは、2000年度私立大学学術研究高度化推進事業の学術フロンティア推進事業「石器時代における黒耀石採掘鉱山の研究」に基づき長野県小県郡長和町に設置された日本で唯一の黒耀石と人類史に関する研究施設である。現在も私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「ヒト-資源環境系の歴史の変遷に基づく先史時代人類史の構築」を推進している。同センターは、近接する長和町立「黒耀石体験ミュージアム」の博物館活動の支援の他、町立中学校における黒耀石学習の支援、黒耀石のふるさと祭りの開催支援等、長和町との連携活動を密接に行っている【8-31-3：9頁】。</p> <p>植物工場基盤技術研究センターは、高機能放電管による照明システムや植物栽培用のクリーンルーム（完全人工光型植物工場）、養液浄化システムのある研究機械室、生産物の品質評価等を行う分析室、菌の計測等を行う培養室、大型栽培チャンバーを設置した環境制御室等が設置されている。2013年度はリバティアカデミー講座「植物工場」（全8回）を前年度同様に開講した。研究面では、本センターを拠点とした研究プロジェクト「農工商連携モデルを基盤とした都市地域における完全人工光型植物工場研究拠点の形成」が、2013年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択され、本センターにおいて研究が開始された。また同センターでは見学も随時受け付けている【8-31-3：10頁】。</p> <p>地域産学連携研究センターは、インキュベーション室10室、大型の試験分析・試作加工装置8台、展示ブース、多目的会議室等が設置され、これらの利用開放による収益事業等を通じて、中小企業者・個人事業主の新事業・新産業創出支援を主とした地域の産業活性へ貢献している。他にも、経営支援セミナー、研究成果紹介セミナー、助成金申請書作成セミナー、試験分析・試作加工装置の利活用セミナー等を開催している。2013年3月に神奈川県産業技術センターと企業支援連携協定を提携し、ものづくり企業等を対象にスピーディーな試作開発を支援する体制を整えた【8-31-3：11頁】。</p>	<p>黒耀石研究センターは、2013年にウクライナのキエフ国立大学、イタリアの黒耀石博物館等の海外研究機関と研究交流協定を締結した。植物工場基盤技術研究センターは、公開講座をはじめ、2013年度は延1,000人の見学者を受け入れた。</p> <p>地域産学連携研究センターでは、2013年7月に川崎信用金庫と産学連携協定を締結し、経営支援セミナーを共催し、参加企業の多くが補助金獲得を果たすなど相乗効果を上げている</p>		<p>機構として、付属研究施設のあり方について中長期的な計画やビジョンを明確にする必要がある。機構付属研究機関・施設等連絡会【8-31-5】を定期的開催し、各研究施設の連携を密にして、コラボレーションの方途を探っていく。</p>			8-31-5 明治大学研究・知財戦略機構付属研究機関・施設等連絡会運営内規



第9章 管理運営・財務 1. 管理運営

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画			
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。</b>								
a	<p>●意思決定プロセスや、権限・責任(教学と法人の関係性)、中長期的な大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。</p> <p>●方針を教職員が共有しているか。</p>	<p>機構は、本大学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的とし、規程に明記した以下の事業を行う【9(1)-31-1】。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本大学における研究の戦略的推進</li> <li>研究を戦略的に推進するための研究環境の重点的整備</li> <li>研究資金確保のための活動</li> <li>研究の国際化推進のための活動</li> <li>研究面における社会との連携活動</li> <li>知的財産の創出、取得、管理及び活用</li> <li>その他目的達成のために必要と認められる事業</li> </ul> <p>機構長等の権限と責任の明確化として、機構の役職者は以下のとおり規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構長は、機構の業務を総括し、機構を代表する。(機構規程第6条)</li> <li>研究企画推進本部長は、研究企画推進本部の業務を総括し研究企画推進本部を代表する。(機構規程第10条)</li> <li>研究活用知財本部長は、研究活用知財本部の業務を総括し、研究活用知財本部を代表する。(明治大学活用知財本部規程第4条【9-31-3】)</li> </ul> <p>上記目的を達成するための審議機関として機構会議を設置するとともに、適切な事務組織を設け、公正かつ合理的な組織運営を目指している。この方針はウェブサイトや研究年報などの活版物でも教職員はじめ学内外の関係者に示している【9(1)-31-2】。</p>		<p>機構の目的を達成するため、研究環境の重点的整備、競争的研究資金の獲得、地域社会や産業界との連携、知的財産の創出・活用等を推進しているが、とりわけ研究の国際化が課題である。また、こうした方針を機構の関係者に限らずの全教職員へのスピーディに周知することが課題である。</p>		<p>学長方針にある「次代を拓き、世界へ発信する大学」を体現化するため、大学院及び国際連携機構との連携に加え、系列法人化している国際大学との協力も視野に入れて研究の国際化を推進する様々な施策を立てていく。</p>	<p>本大学の研究についての明確なビジョンと戦略的な中長期計画を策定し、全構成員で方針を共有し、事業を推進する。</p>	<p>9(1)-31-1 明治大学研究・知財戦略機構規程</p> <p>9(1)-31-2 機構のウェブサイトURL (<a href="http://www.meiji.ac.jp/research/index.html">http://www.meiji.ac.jp/research/index.html</a>)</p> <p>9(1)-31-3 明治大学研究活用知財本部規程</p>
<b>(2)明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか</b>								
a	<p>◎関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用</p>	<p>機構は、大学の附属研究機関として明治大学学則第64条第1項第1号に規定されており、管理運営については、機構規程を制定し、これに基づいた適切な運用を行っている【9-31-1】。また、機構を構成する研究企画推進本部は、上述の機構規程に加えて明治大学研究企画推進委員会運営内規を制定し【9(1)-31-4】、研究活用知財本部は、研究活用知財本部規程を制定し【9(1)-31-3】、これに基づいて適切な運用を行っている。機構の付属研究機関・施設においても組織ごとに要綱及び内規等を制定し、これに基づいた運用が行われている。</p>	<p>関連内規等を整備することにより、これまで不明な部分や慣例で行われてきたことを明確にすることによって、円滑なマネジメントの向上に寄与している。</p>	<p>研究企画推進本部は、本学における研究活動の根幹を扱う本部であることから、同本部規程を制定していくことが課題となる。</p>	<p>研究の国際化・高度化に伴い、大学の研究マネジメント力を向上させて機構の研究推進・支援機能を一層強化する。このためには規約の整備と評価体制の確立は不可欠であり、研究資源の効率的・効果的運用を図る施策を立案していく。</p>	<p>機構規程の中に記載のある研究企画推進本部に係る規定と明治大学研究企画推進委員会運営内規の内容を統合して研究企画推進本部規定として個別に制定するように進めていく。</p>	<p>機構規程をはじめとして、機構の関連規程について、体系的に見直しを進めていく</p>	<p>9(1)-31-4 明治大学研究企画推進委員会運営内規</p>
<b>(3)付属機関等の業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか</b>								
a	<p>●事務組織の構成と人員配置の適切性</p> <p>●検証プロセスを適切に機能させ、改善につながっているか。</p>	<p>①事務組織の構成と人員配置の適切性</p> <p>機構の所管部署は、研究推進部研究知財事務室、生田研究知財事務室及び大型プロジェクト研究推進事務室となっている。その人員配置は、管理職を含めて研究知財事務室43名(専任職員20名※うち2名和泉、嘱託・派遣職員23名※うち3名和泉)、生田研究知財事務室36名(専任職員11名、短期嘱託・派遣職員18名・専門人材7名)、大型プロジェクト研究推進事務室(専任職員3名、特別嘱託1名)となっている【9(1)9-31-5】(2014年4月1日現在)。</p> <p>②業務機能の改善・業務内容の多様化への対応策</p> <p>2009年度に研究推進部が設置されて以来、研究推進部は学外研究資金獲得額の増加、本学における研究体制の構築等を実施・推進してきたが、①研究費の獲得増に伴う経費管理負担、②付属機関・施設の急増に伴う管理業務、③他部署からの業務移管、④新規業務への対応等、増大した業務に対して従来通りの人員で対応している。効果的な研究推進及び知財の創出・活用にかかわる企画立案・補佐機能を掌る組織としては設置されているが、これらの業務を担う専任職員数が不足している。業務が大幅に増加し、複雑多様化しているばかりでなく、コンプライアンス強化など業務内容が大幅に拡大されているのが現状である。</p>	<p>非専任職員に任せることが可能な業務も限定されており、業務量の増加や新規事業に合わせた適正な専任職員の配置を行うことが課題である。</p> <p>2014年4月に大型プロジェクト研究推進事務室が新設され、メタンハイドレート開発促進事業の支援業務を行っているが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」など文部科学省の定める各種ガイドライン改正への対応が必須であることも踏まえて、引き続き所管する業務のうち適正部署への業務移管が必要な業務を検討するとともに、研究推進部の中でも改編を行う必要がある。</p>		<p>コンプライアンスのもと適正で迅速な処理が求められており、既存業務に加えて、研究活動の推進にかかわる新たな施策の実施及び外部研究資金の獲得増加・管理を担うためにも所管業務の一部を移管、委託化することを視野に入れて検討していく。リサーチ・アドミニストレーター(U R A)など専門人材の増員を求めている。</p>	<p>事務組織が十分に機能しているか客観的に検証する仕組みを確立し、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていく。また、職員の専門能力及び情報収集力の面で改善を図っていく。併せて、事務室員の中からU R Aの資格を有する人材として育成していくことも検討する。</p>	<p>9(1)-31-5 明治大学データ集</p>	

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料  Alt+Enterで箇条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(4) 事務組織の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか</b>						
a (有効性、検証システムと改善状況) ●事務職員の資質向上に向けた研修などを行うことによって、改善につながっているか。	担当業務に応じて外部の研修会、文部科学省、(独)科学技術振興機構や各種関連団体等の主催する研修に積極的に参加している。	研究推進部が設置されて以来、当該業務にかかわる支援体制及び範囲を年々向上させている。外部研修等でノウハウを培い、情報を蓄積している。競争的研究資金獲得のため、科学研究費助成事業の申請書作成に係る説明会を数多く開催したり、申請書のブラッシュアップ等の支援を強化したりしている。また、和泉キャンパスにも研究知財事務室の分室を設置して、教員の利便性を高めるとともに、海外発信支援事業、助成金等の採択事業の業務等に対応して、外部資金獲得の増加につなげている。		効果的な研究申請書の書き方、研究費の適切な執行、知財管理、産学官連携コーディネーターなどの実務的な能力の向上とともに、基礎的な語学力、論理・図解力、国語力、ファシリテーション能力、情報収集力等の向上が課題であり、資質を向上させるための研修を組織的に実施していく。 2013年度開設の中野キャンパスには、先端数理学部インスティテュート(MIMS)が移転し、併せて既存学部・研究科、新設された総合数理学部等に対応する研究推進体制及び事務体制を一通り設けたがこれを充実させるとともに、現在、複雑な指揮命令系統が課題であり、中野キャンパス事務部と研究推進部で連携し円滑な運営ができるようになっている。		



第9章 管理運営・財務 2. 財務

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。</b>							
科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況	文部科学省科学研究費助成事業をはじめとした外部資金の申請・受け入れ・管理は2007年度より一元化され、現在、研究推進部が事務局となっている。文部科学省科学研究費助成事業については、ここ数年、増加傾向にある。科学研究費助成事業は、2014年度の新規申請 273件(2013年度は278件)、新規採択件数80件(同92件)と前年度比で微減となったが、新規・継続を合わせて、内定採択件数は274件(同 250件)、内定採択金額も間接経費を含めて約6億1190万円(同約5億5932万円)と過去最高記録を更新した【9(2)-31-1:表59・60】。受託・共同研究等の受入件数は、2013年度において227件と、前年度(232件)と比べて同程度の水準にあるものの、受入金額は約18億8401万円と、前年度(約5億3798万円)に比べて250%増と大幅に増えた【9(2)-31-1:表65】。	申請件数を増やすため学部長会、各学部教授会等の各種会議をはじめとして、あらゆる機会を通じて呼びかけている。また、申請支援体制の整備もすすめており、これらにより採択件数も増加している。		全学部において申請の裾野を広げ、専任教員の申請率の向上を目指して周知活動を進めていく。学部等教授会との連携・協力体制を密にして、「研究計画調書」の書き方、ブラッシュアップ等の支援を積極的に実施していく。共同研究等においては、更に受入件数・受入金額の増加を目指すため、コーディネート活動を充実させていくほか、外部研究資金・補助金等の申請作業の補助、外部機関からの共同・委託研究ニーズの収集と教員への案内及び本学の研究力をアピールできるコンテンツの充実と積極的な発信といった活動をより一層強化していく。			9(2)-31-1 明治大学データ集
<b>(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか</b>							
① 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査	文部科学省通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、関係教員に「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」を毎年度改訂したものを配布し【9(2)-31-2】、研究費使用手順、必要書類等を分かりやすく説明している。毎年、大学の会計基準及び上記マニュアルに照らして内部監査を受けている。	研究費の適正な管理と執行に向けて、毎年、実態と乖離した制度の見直しを進め、関係教員への周知を行っており、関係教員の意識が高まってきている。	研究費使用についての説明会を年度初めに開催しているが、関係教員の出席率が低い。また、公的研究費を採択された初年度は出席者が多いが、2年目以降は出席率が低下傾向にある。この他にも、実態と乖離した執行ルールが残っているなどの課題がある。	研究不正等のガイドライン改正で求められているコンプライアンス教育の受講義務化と受講管理の徹底に対応するため、研究倫理教育プログラムを実施して大学構成員の意識浸透を図り、不正防止につなげていく。	研究費使用についての説明会を昼休みを利用する等して複数回開催し、関係教員への周知徹底を図りながら出席率を少しでも上げていく。また、説明会内容等を創意工夫して、関係教員の意識・関心を高めていく。	9(2)-31-2 『明治大学における研究費等に関する使用マニュアル』	
② 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立	研究費の予算執行については、予算管理者及び研究代表者が逐次研究費執行状況をウェブサイト上で確認できるようにしており【9(2)-31-3】、計画に基づく適切な経費執行ができていくか検証が可能である。また、研究課題はすべて研究費支出報告書及び研究成果報告書を提出することとなっており、評価の対象となる。	大型のプロジェクトや科学研究費助成事業の研究代表者を中心に、研究費執行状況Web照会のシステム周知が浸透してきており、計画的な予算執行の意識も次第に高まってきている。		研究費執行状況Web照会の反映時期にタイムラグがあるので、この面で改善の余地がある。体系的な効果の検証・分析にまでは至っていない課題があり、このシステム確立に向けて計画していく。		9(2)-31-3 研究費執行状況Web照会URL( <a href="https://zsweb.mind.meiji.ac.jp/OpenWindow.jsp">https://zsweb.mind.meiji.ac.jp/OpenWindow.jsp</a> )	

## 第10章 内部質保証

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述			
<b>(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか</b>								
a	<p>◎自己点検・評価を定期的実施し、公表していること</p> <p>【約400字】</p>	<p>機構は、世界のトップユニバーシティを目指し、世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その研究成果を広く社会に還元することを目的としている。今後も本学の研究を担う中心として、研究活動の活性化を図り、研究成果の社会還元を進めていけるよう、機構会議を軸としてPDCAサイクルを円滑に回し、自己点検・評価の内容についてウェブサイト等で公表している【10-31-1】。</p> <p>① 評価に関する委員会等の設置(名称、メンバー、年間開催回数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究知財・戦略機構会議(福宮、飯田、武田、小笠原、土屋、長嶋、鎌田、勝、岸上、高山、三木、松本、橋口、石橋、向井、山本、伊藤、山田、林、廣政 年間6回)</li> <li>・研究企画推進委員会(土屋、若林、乾、下坂、山田、佐藤、外池、竹中、中別府、阿部、歌代、金子、鍾、梅本、澁谷、塚原、山口 年間6回)</li> <li>・研究企画推進委員会研究支援事業等に係る専門部会(下坂、中別府、外池、阿部、鍾、澁谷、塚原、土屋 年間6回)</li> </ul> <p>② 評価報告書等の作成、公表</p> <p>機構における活動内容、研究成果等については、本学のウェブサイトや研究年報のほか、各種刊行物の刊行等により、公開している【10-31-2】。</p>		<p>機構の様々な活動の内容について、ウェブサイト等で積極的に公表しているが、さらなる学内外への周知方法が課題である。また、組織の性格上、審議機関が多く、手続が煩雑となる部分がある。また、会議体が多くなり、会議ごとに十分な議論ができない場合がある。</p>		<p>各本部の会議体に権限を委譲するなど、より機動的に活動できる体制を整備する。WEB会議システムを活用してキャンパス間の移動負担の軽減を図る。また集中討議形式等で議論をより深めることが出来るようにする。</p>	<p>機構における活動等については、学内外への周知をさらに図っていく。</p>	<p>10-31-1 自己点検・評価報告書ウェブサイト (<a href="http://www.meiji.ac.jp/koh/about/hyouka/self/index.htm">http://www.meiji.ac.jp/koh/about/hyouka/self/index.htm</a>)</p> <p>10-31-2 『明治大学の研究—明治大学研究年報2013—』</p>
<b>(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか</b>								
a	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。</li> <li>●内部質保証をつかさどる諸組織(評価結果を改善)を整備していること</li> <li>●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること</li> <li>●学外者の意見を取り入れていること</li> <li>●文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること</li> </ul> <p>【800字～1000字程度】</p>	<p>①内部質保証の方針と手続の明確化</p> <p>機構は、本学が世界的水準の研究を推進するため、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することが目的であり、これに沿った活動が担保されているか、達成度はどの程度であるかを分析・検証している。機構における各研究機関、所属教員、公募等による学内研究プロジェクト等の事業活動報告及び研究成果報告については、規程等に基づいて当該年度の報告書を翌4月に提出してもらい、機構会議のほか、この下に設置される委員会等で、その内容が機構の方針に沿って実施されているか検討・精査し、この結果については、機構長に報告のうえ機構会議に報告する。</p> <p>②内部質保証をつかさどる組織の整備</p> <p>機構全体を統括する機構会議のほか、特定課題研究ユニットや基盤研究部門を統括する研究企画推進委員会、知的資産センター及び研究成果活用促進センターを傘下に、知的財産の創出・活用等について統括する研究活用知財本部会議等で評価・改善等について検討を進める体制を整備している。</p> <p>③自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立</p> <p>諸活動にかかわる評価、改善、改革等については、機構会議のほか、この下に設置される研究企画推進委員会、研究活用知財本部会議、研究基盤部門の各種運営委員会等の審議機関で事案に応じて検討している。なお、機動的に運用していくために、機構会議執行部会を設置して「研究・知財戦略機構自己点検・評価委員会」の役割を担う体制を整えている。</p> <p>④構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底</p> <p>関係ポリシー等及び校規として、「社会連携ポリシー」【10-31-3】、「知的財産ポリシー」【10-31-4】、「利益相反ポリシー」【10-31-5】、「研究者行動規範」【10-31-6】、「研究費の適正管理に関する規程」【10-31-7】、「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」【10-31-8】及び「知的財産権等に関する秘密情報取扱要領」【10-31-9】を制定・公開している【10-31-10】。</p>		<p>本年2月に一部改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び今夏公表予定の「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」に対応すべく、各機関に実施を要請する事項について早急に検討し、体制整備を進めていく必要がある。また、内部質保証に関して、学外者の意見を取り入れる仕組みの構築が課題である。</p>		<p>コンプライアンス教育の受講義務化に対応すべく、計画を策定して実施していく、また受講管理の徹底を図っていく。</p>	<p>若手研究者を含む全学的な研究不正防止体制を確立していくことが不可欠である。全学的な倫理審査委員会のような委員会・組織の創設に向けて働きかけていく。</p>	<p>10-31-3 社会連携ポリシー</p> <p>10-31-4 知的財産ポリシー</p> <p>10-31-5 利益相反ポリシー</p> <p>10-31-6 研究者行動規範</p> <p>10-31-7 研究費の適正管理に関する規程</p> <p>10-31-8 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程</p> <p>10-31-9 知的財産権等に関する秘密情報取扱要領</p> <p>10-31-10 機構のウェブサイトURL (<a href="http://www.meiji.ac.jp/research/index.html">http://www.meiji.ac.jp/research/index.html</a>)</p>
<b>(3)内部質保証システムを適切に機能させているか</b>								
a	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PDCAサイクルを回すための、Check(点検・評価)およびAction(改善)の具体的な内容・工夫</li> </ul> <p>&lt;参考:以下の事項に関して、関連するものについて記述する&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①組織・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実</li> <li>②教育研究活動のデータベース化の推進</li> <li>③学外者の意見の反映 など</li> </ul>	<p>①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実</p> <p>各事業報告書及び年次報告書については、当該年度の活動内容とともに、研究活動の進捗状況(達成度)、翌年度の研究計画等についての記載を求めている。これら提出された報告書をもとに機構会議はじめ各種委員会にて検証・評価する。その後、次年度に向けた年度計画書の提出を再度求めて確認を行っている。</p> <p>②教育研究活動のデータベース化の推進</p> <p>専任教員データベースを構築し、これにOh-o!Meijiシステムを通じて研究者自身がアクセスして、常時データを更新することができる環境を整備している【10-31-11】。このデータベースに蓄積されたデータは大学のウェブサイトやRead&amp;Researchmap(研究開発支援総合ディレクトリ)で公開されるほか、認証評価や各種の統計資料に利用されている。</p> <p>③学外者の意見の反映</p> <p>大型研究等の審査や研究活動の不正行為にかかわる通報処理に当たっては、学外の有識者を委員に加えるなど学外者の意見を反映する体制を整えている【10-31-8、10-31-12】。</p> <p>④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項の対応</p> <p>文部科学省や大学基準協会等からの指摘事項については、自己点検等を通じて対応するほか、内部・法定監査等の指摘事項によって、着実に対応を行っている。例えば監査による事務処理方法等の指摘事項に対しては、機構会議で随時報告・検討し、改善策を提示している。</p>	<p>機構の諸活動の内容については、大学のウェブサイトを始めとして色々な形で公開し、透明性を確保しており、学外からの意見反映に対応する体制は整ってきている。また、情報公開・説明責任という観点から、教員の研究業績の公開について2011年度改善報告書の検討結果として指摘を受けていたが、専任教員データベースの整備を図り、全専任・特任教員の90%近い入力率を達成した。</p>	<p>機構全体の活動に対し、客観性をさらに担保することが課題である。社会的評価、特色、活力等の検証については、外部資金の獲得状況の推移を見て判断している程度であり、特に、本学の特色や活力面の検証を客観的に行うことが課題である。</p>	<p>機構のウェブサイトをさらに体系化し、自己点検・評価について検討していく委員会の内規等も整備をすすめていく。</p>	<p>外部委員を含めた評価委員会を設置するなどして、定期的かつ客観的に評価を行い、その内容を改善に結び付けられるようにしていく。</p>	<p>機構全体の活動に対しても、外部委員を含めて、客観性を担保する体制を構築し、定期的かつ客観的に評価を行い、その内容を改善に結び付け更なる発展を促せるようにしていく。</p>	<p>10-31-11 専任教員データベースURL (<a href="http://rwb2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/">http://rwb2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/</a>)</p> <p>10-31-12 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業学内選考に関する内規</p>